

1. 策定の趣旨

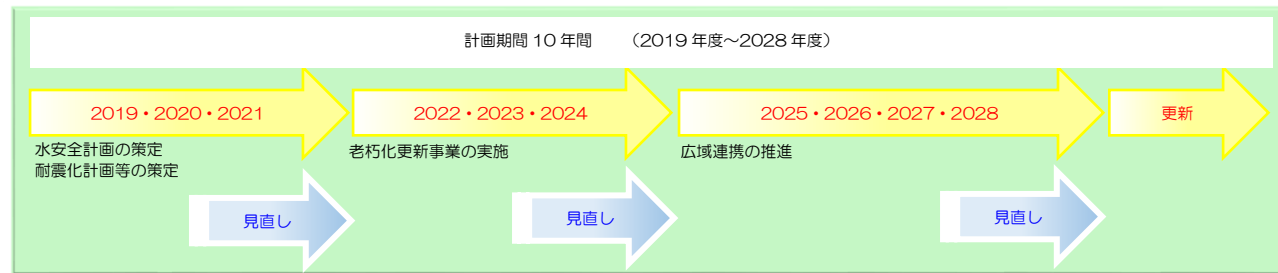
本町水道事業は、これまで新設、拡張されてきた水道施設が更新時期（長寿命化・耐震性）を迎える一方で、人口減少に伴う水需要の減少は顕在化し、さらに財政見通しは厳しい状況へ進んでいくことが見込まれます。

こうした背景を受け、水道事業のあり方について長期的視点に立ち、持続可能な水道施設の戦略的な計画的運営を実現するため、地域のみならず事業の安定性や持続性を示していく責任があります。

遊佐町第二次水道ビジョンでは、「安全」・「強靱」・「持続」の理念に基づいた目指すべき方向性と実現方策について検討を行い明らかにし、将来にわたって安定した経営の持続を目指すための指針となるべきことを念頭に置き策定します。

2. 計画期間

「遊佐町第二次水道ビジョン」は、2019年度を初年度から2028年度を計画期間として、実施状況、社会状況などの変化により必要に応じて計画の見直し及び修正を行い10年先までの事業運営に活用します。



3. 現状と課題

○人口減少

社人研^{※1}によれば本町の行政区域内人口は、2045年度に6,975人、40年後（財政見通し年）の、2058年度では4,660人まで減少することが推計されます。

第二次水道ビジョンの計画目標年である2028年度の給水人口は10,700人となり2017年度の給水人口13,835人から約22.7%減少する見込みとなります。

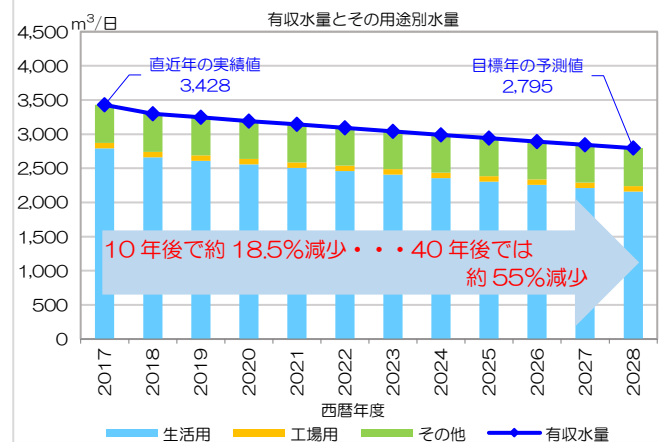
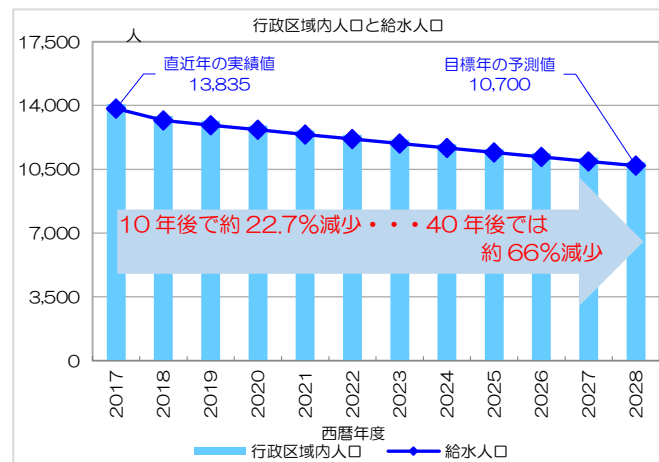
※1 社人研＝国立社会保障・人口問題研究所

○水需要の減少

給水人口の減少は水需要の減少につながり、今後、回収可能な水量（有収水量）は、2028年度では2,795m³と2017年度的生活用水量（全体の18.5%を占める）まで低下します。

2017年度の3,428m³から約18.5%の減少が見込まれます。

40年後の2058年度には1,558m³と推計されることから約55%とこれまでの半分以上まで減少が見込まれます。



○水質監視体制への課題

本町の水道事業は、水道法に基づいた水質検査計画により定められた項目で定期検査していますが、水道事業に携わる職員は最少人員で業務にあたっているため、水質検査に関する一連の業務についてを水道GLPに基づいた指定機関に委託しています。

今後も水質状況の動向に注視しながら継続して水質監視に努め、安全で安定的な維持管理を進めるとともに、将来的な整備も視野に入れ対策を考えます。

○災害などへの備え

浄水場や配水池、管路が地震により被害を受けると、水を各家庭まで配水することができなくなり断水などの被害が生じます。

本町では、町民の飲料水確保及び給水機能を早期に回復するため、迅速、的確な活動及び組織体制と準備や訓練等について定めています。

包括的な連携は元より応援や受援の準備を整える必要があります。

そのため、受入れ体制を整え効果的な活用をより円滑なものとするため、長期化した時の取り組みとそのシステム、しくみについてまとめることが重要と考えます。

4. 事業環境の変化と課題

外部環境		
≪施設の効率性低下≫ 施設利用率の低下に伴った給水サービスや再構築の方策を踏まえ、現実を直視しながら長期計画に立脚した運営経費を賄うには、水道料金の見直しも必要に迫られます。	≪水源の汚染≫ 水源地域における汚染物質の水源への流入に対し、水源保護地域及び水源涵養保全地域内における様々な取り組みをより一層強化し、情勢の変化や将来的な水循環に関し柔軟に適應する必要があります。	利水の安定性低下 利水に影響する異常気象により、水源などの濁水による水不足や急激な濁度上昇が起こる影響で物理的被害をもたらすため、安定的水源の確保に取り組む必要があります。
≪持続の観点≫	≪安全の観点≫	≪安全の観点≫
内部環境		
≪水道資産の健全度の推移≫ 水道資産は使用経過時間に応じて健全資産、経年化資産、老朽化資産の3区分に分類しその変化を見ますが、現有資産を更新しない場合、40年後の2058年度までには5～6割が老朽化資産となってしまうため更新が必要になります。	≪収益的収支と資金残高≫ 収益的収支は、企業の経常的経営活動に伴うため時間軸の経過により乖離していきます。 損益は2025年度以降、資金残高は2031年度以降、それぞれマイナスとなるため財源確保を行う必要があります。	≪水道施設の耐震化≫ 重要拠点の整理や老朽化更新計画を踏まえ財政状況に合わせた計画の立案が必要となります。
≪強靱の観点≫ ≪持続の観点≫	≪持続の観点≫	≪強靱の観点≫

5. 水道事業の事業経営

○遊佐町水道事業の決算会計（2017年度）

遊佐町水道事業の水道収益は約3億9千6百万円となっています。

このうち水道料金収入は約3億3千9百万円であり全収益の約86%を占めています。

6. 目標を実現するための基本方針及び方策

本町は2009年度より10年間を計画期間とした「安心で安定した水の供給」を基本方針に事業を運営してきましたが、国が明示した水道のあり方を踏まえて、遊佐町でも同様に、水道の理想像を実現するため次の基本方針を定めました。

基本方針＝災害に強い健全な水道を持続し、安全な水を供給する

○目標を実現するための方策

根本的な対策とは離れて、表面に表れた状況に対応して物事を処理することの繰り返しでは問題が解決していかないと考えます。

長期的な視点から、長寿命化と耐震性を踏まえた老朽化更新を計画的に実行し、適切な財政計画のもと安定供給を継続させていくには定期的な見直しが必要です。

また、広域的連携を踏まえながら水道施設の維持管理水準の向上と効率化を図り、将来を見据えた技術の継承を目指す必要があります。

<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>安心で 安全な 信頼ある水道</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>災害に強い 強靱で たくましい水道</p> </div>	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>健全で 持続 可能な水道</p> </div>
<p>《課題》 1.安定した水源の確保 2.水源地区での水源涵養林の保全 3.クリプトスポリジウム等への対策</p>	<p>《課題》 1.老朽化した水道施設と管路更新と耐震化 2.更新需要への対応</p>	<p>《課題》 1.給水収益（料金収入）の減少に対する安定経営の維持 2.今後の水道料金の再考 3.更新需要への対応 4.将来を見据えた広域的連携への取り組み</p>
<p>《安全の観点》 ・水安全計画の策定 ・水源保護地域及び水源涵養保全地域に関する多様な取組みを強化</p>	<p>《強靱の観点》 ・耐震化計画の策定 ・施設等の耐震診断の実施</p>	<p>《持続の観点》 ・老朽化更新事業の実践 ・財政見通しの継続的改善（料金改定の再考） ・広域的連携の取組み</p>

(1) 水安全計画の策定（2021年度まで）

水安全計画では、常に信頼性（安全性）高い水道水を供給し続けるためのシステム構築を目指します。水源の監視・管理体制の強化を図り、水源から給水先までの総合的な水質管理を実践します。

(2) 耐震化計画の策定（2021年度まで）

耐震化計画では、様々な自然災害による断水・減水を最小限にとどめることを念頭に、迅速な復旧、円滑な連携、的確な対応システムの構築に努め、災害に強くてしなやかな水道の実現を目指します。

遊佐町では、優先度の高い水道施設や病院・公共施設など重要施設周辺の基幹管路を設定し、効率的で効果的な耐震化率の向上に努めます。

(3) 老朽化更新事業の実施（アセットマネジメントの実践）（2028まで、その後も継続）

本町では、できる限り長期間使用することを基本とし、施設長寿命化の観点からあらゆるコストの低減を図ることで計画します。

項目/ケース	更新しない場合 35年後（2053年）	実使用年で更新する場合 35年後（2053年）
構造物及び設備	7割が老朽化資産	ほぼなくなります。 0.3割程度
管路	6割が老朽化資産	ほぼなくなります。 0.3割程度

アセットマネジメントの計画では、ライフサイクルコストを抑制しつつ老朽化資産の発生を防ぐため、法定耐用年数での更新にかわりできる限り長期間使用することで考え実使用年数を更新基準とするものです。

(4) 広域連携の取り組み（2028年度まで）

広域連携は、関係機関との協議を数次にわたり進めていくことで、合意形成を図り、できる限り実現に向け取り組みます。

連携方法では、施設の共同利用や業務の共同処理、災害時の協定など効率的で効果的な対策を見出します。

7. 料金改定の検討

○供給単価の値上げと料金改定の見込み

老朽施設の更新事業開始（2022年度）に伴い、供給単価の値上げにより推移をみます。

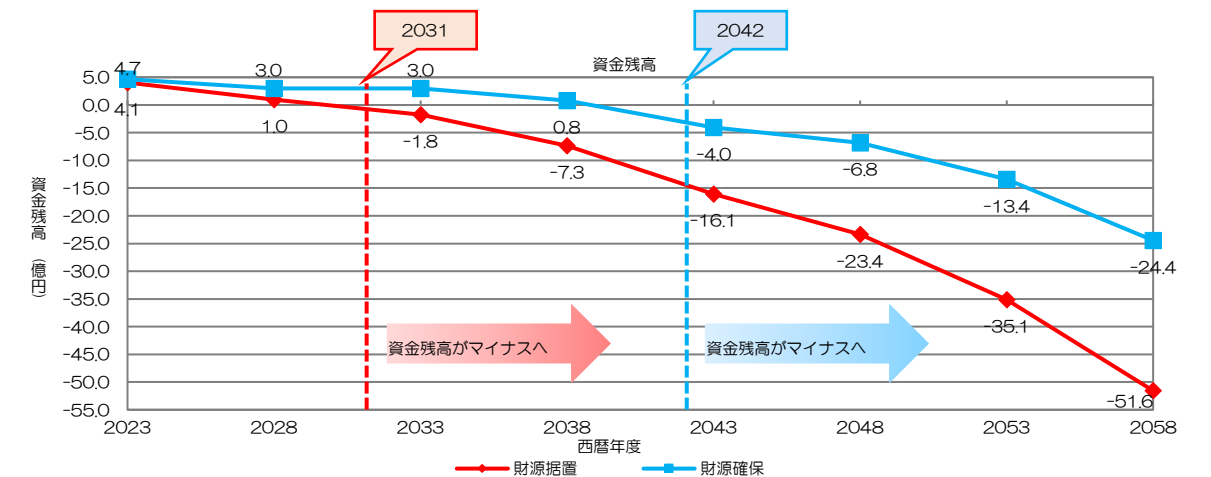
供給単価の値上げと料金改定の見込みケース

細目/西暦年度	2018（現行）	2022（UP）	2028（目標）
値上げ10%を7年毎	271.2円/m ³	298.0円/m ³	298.0円/m ³

2022年度に10%UP

料金改定を7年毎は ⇒ 2042年度に資金残高がマイナスとなりますが、20年後の2038年度時点での資金残高は81,476千円となります。

資金残高据置と確保の推移比較を以下に示します。



現在の料金水準では、近い将来、収益的支出が慢性的な赤字状態になり、損失額が年々大きくなること予測され、水道施設を更新するための建設改良事業の資金を確保することができなくなります。

こうした状況を改善する方策として、料金改定の適正な時期を再考しながら計画していき、スベックダウンやダウンサイジング等を踏まえ、事業費そのものの圧縮を図りながら、今後も継続的に再考していく必要があります。

8. 財政計画

本町では、給水区域の拡大は見込むことができず、人口減少に伴う料金収入の減収は避けられません。

資金不足により経営が深刻な状況に陥る事態を回避するため、2022年度に料金改定を目指します。

それでも、投資費用で概ね50%の企業債の借入れを見込んでおり、施設更新費用が増大するため企業債残高は増加していきます。

長期にわたり安定した水道水の供給を維持していくためにも企業債の借入れは不可欠ではありますが、将来にわたり過度な負担をかけないことにも注意し計画します。